

令和6年3月

伊 那 市 議 会 定 例 会 議 案
関 係 資 料

令和6年2月22日

令和6年3月伊那市議会定例会議案関係資料目次

議案第1号関係資料(1)	辺地に係る総合整備計画について……………	4
議案第1号関係資料(2)	横山辺地・上新山辺地整備計画位置図……………	5
議案第1号関係資料(3)	山室辺地・荊口辺地整備計画位置図……………	6
議案第1号関係資料(4)	御堂垣外辺地・片倉辺地整備計画位置図……………	7
議案第2号関係資料	譲与土地位置図……………	8
議案第3号関係資料	事案の概要……………	9
議案第5号関係資料(1)	市道路線認定位置図……………	10
議案第5号関係資料(2)	市道路線認定位置図……………	11
議案第5号関係資料(3)	市道路線認定位置図……………	12
議案第6号関係資料(1)	伊那市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表……………	13
議案第6号関係資料(2)	伊那市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表……………	14
議案第7号関係資料	伊那市選挙管理委員会及び議会等の要求により出頭した者等に対する実費弁償条例新旧対照表……………	16
議案第8号関係資料(1)	伊那市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例新旧対照表……………	17
議案第8号関係資料(2)	伊那市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表……………	21
議案第10号関係資料	伊那市福祉医療費給付金条例新旧対照表……………	22
議案第11号関係資料	伊那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表……………	23
議案第12号関係資料	伊那市介護予防施設条例新旧対照表……………	28
議案第13号関係資料(1)	伊那市介護保険条例改正概要……………	29

議案第13号関係資料(2)	伊那市介護保険条例新旧対照表	30
議案第14号関係資料	伊那市生活改善センター及び集会施設条例新旧対照表	32
議案第15号関係資料	伊那市農村公園条例新旧対照表	33
議案第16号関係資料(1)	伊那市鳥獣被害対策実施隊設置条例新旧対照表	34
議案第16号関係資料(2)	伊那市50年の森林（もり）ビジョン推進委員会条例新旧対照表	35
議案第17号関係資料	伊那市営住宅条例新旧対照表	36
議案第18号関係資料	伊那市空家等対策協議会条例新旧対照表	38
議案第19号関係資料	伊那市消防団員等公務災害補償条例新旧対照表	39
議案第20号関係資料	伊那市自動車運送事業の設置等に関する条例新旧対照表	40
議案第21号関係資料	伊那市営バス運賃及び料金等徴収条例新旧対照表	41
議案第23号関係資料(1)	御堂いきいき交流施設位置図	43
議案第23号関係資料(2)	白沢いきいき交流施設位置図	44
議案第23号関係資料(3)	桑田いきいき交流施設位置図	45
議案第23号関係資料(4)	北和田いきいき交流施設位置図	46
議案第23号関係資料(5)	羽広大沢いきいき交流施設位置図	47
議案第23号関係資料(6)	上溝原いきいき交流施設位置図	48
議案第23号関係資料(7)	奈良尾いきいき交流施設位置図	49
議案第23号関係資料(8)	榛原いきいき交流施設位置図	50
議案第23号関係資料(9)	台殿いきいき交流施設位置図	51
議案第23号関係資料(10)	花畑いきいき交流施設位置図	52
議案第24号関係資料	台殿生活改善センター位置図	53

議案第1号関係資料(1)

辺地に係る総合整備計画について

1 計画策定の趣旨

横山地区、上新山地区、山室地区、荊口地区、御堂垣外地区及び片倉地区において公共施設の整備を予定しているため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、当該辺地に係る総合整備計画を策定する。

2 辺地の要件

辺地とは、交通条件及び自然的、経済的諸条件等に不利があり、他の地域に比較して住民の生活環境が著しく厳しい山間地、離島等の地域で、住民の数その他について政令で定める要件（次の(1)及び(2)の要件）に該当するものをいう。

- (1) 当該地域の総務省令で定める中心（当該地域内において、地方税法（昭和25年法律第226号）第411条の規定に基づき固定資産課税台帳に登録された宅地の3.3平方メートル当たりの価格が最高である地点）を含む5平方キロメートル以内の面積の区域の人口が50人以上であること。
- (2) 辺地に係る総務省令で定める基準（辺地度点数（※）が100点以上であること。）に該当していること。

※ 辺地度点数：市役所、医療機関、郵便局、小学校、中学校等までの距離が遠隔であるなど、当該地域について算定された辺地としての程度を示す点数

3 伊那市の辺地

令和5年3月31日現在の伊那市内の辺地は、次の10地区である。

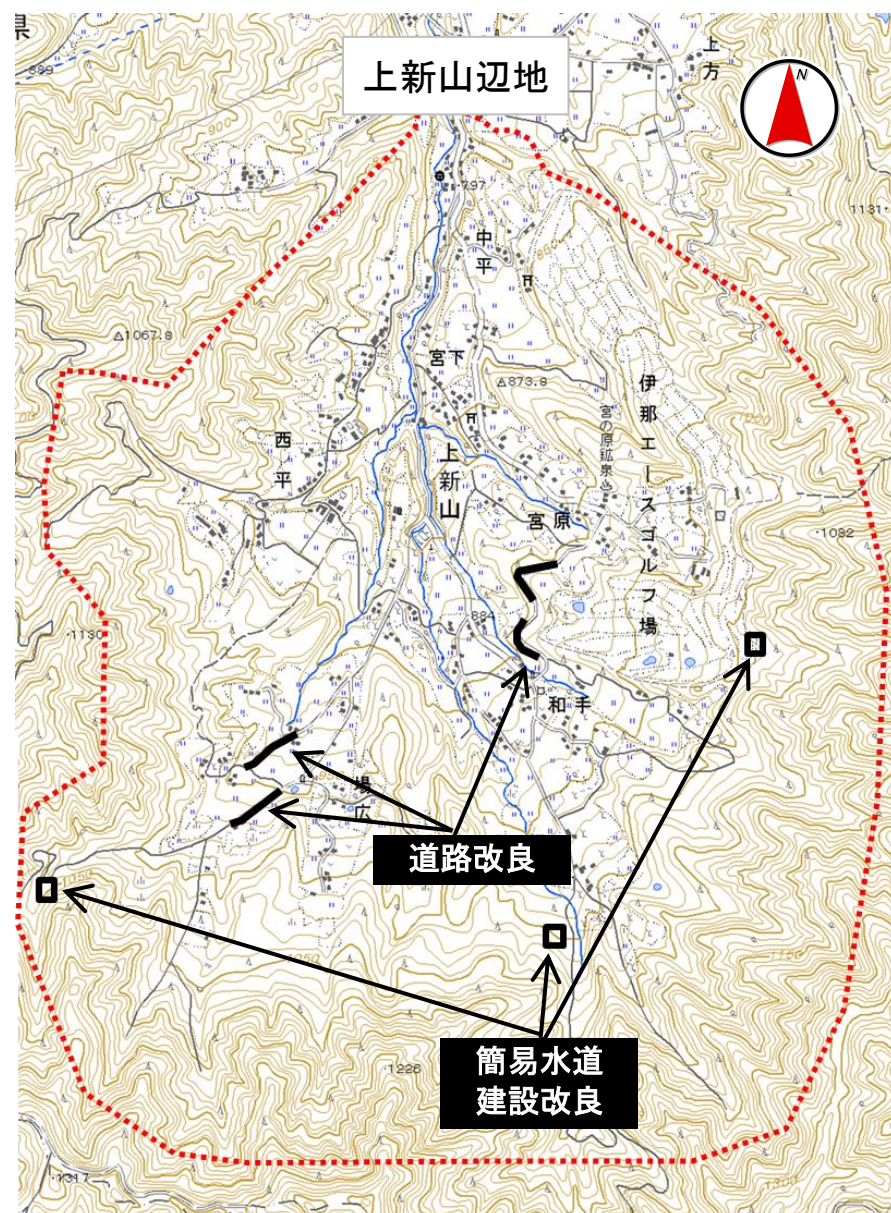
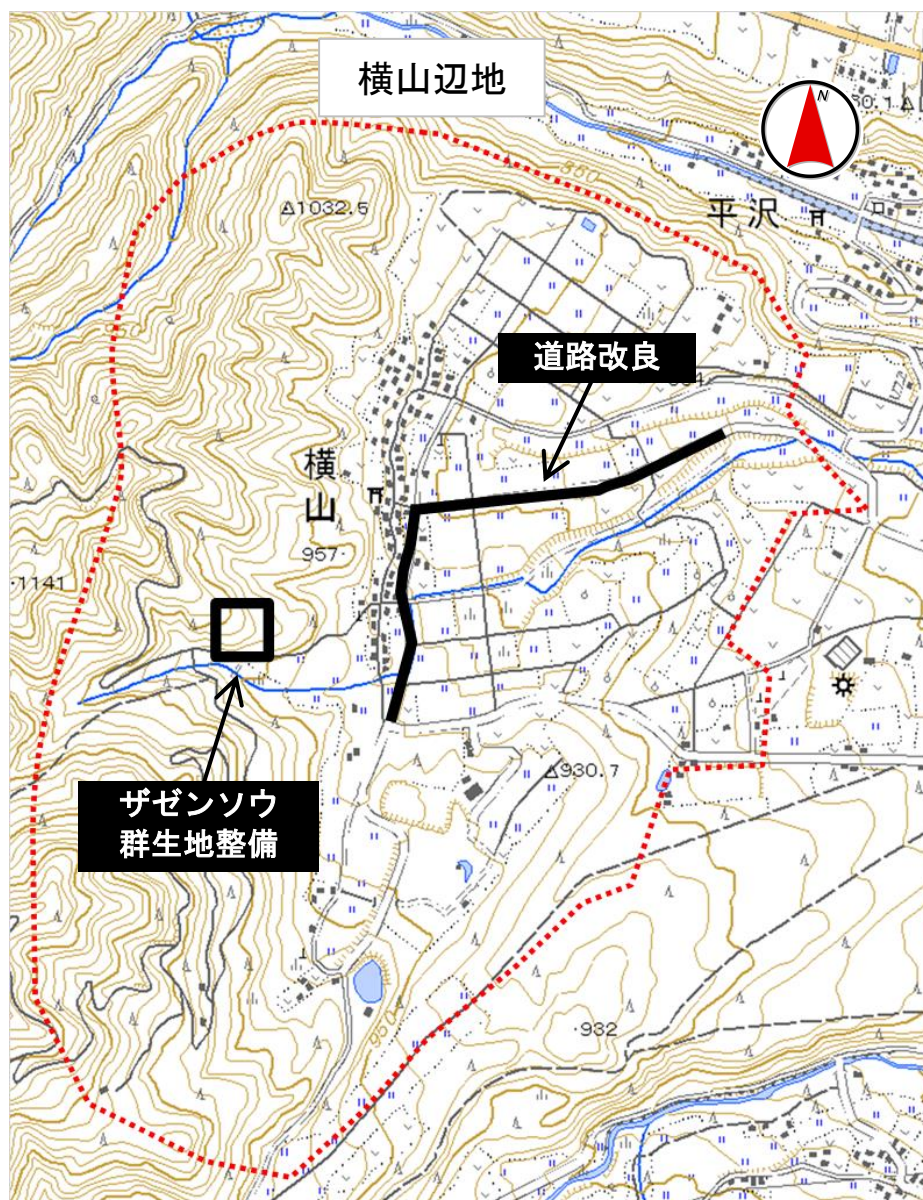
辺地名	人口 (人)	面積 (km ²)	辺地度 点数
よこやま 横山辺地	173	2.1	149
ひらさわ 平沢辺地	114	1.2	119
こやとぎ 小屋敷辺地	75	1.1	135
かみにいやま 上新山辺地	322	9.3	145

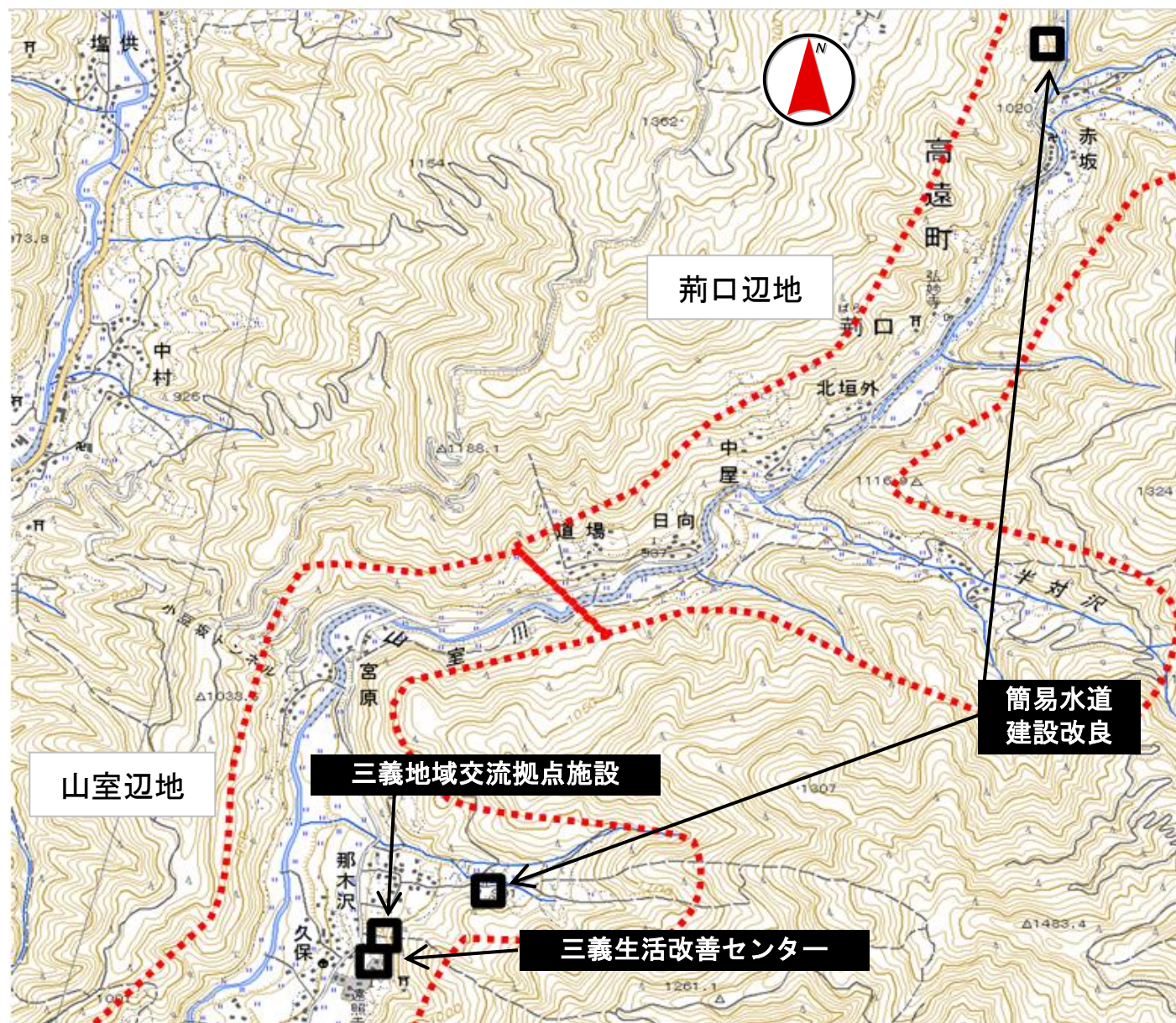
辺地名	人口 (人)	面積 (km ²)	辺地度 点数
やまむろ 山室辺地	196	2.4	103
ばらぐち 荊口辺地	52	1.5	106
ごとうがいに 御堂垣外辺地	132	1.1	119
まつくら 松倉辺地	61	1.2	135

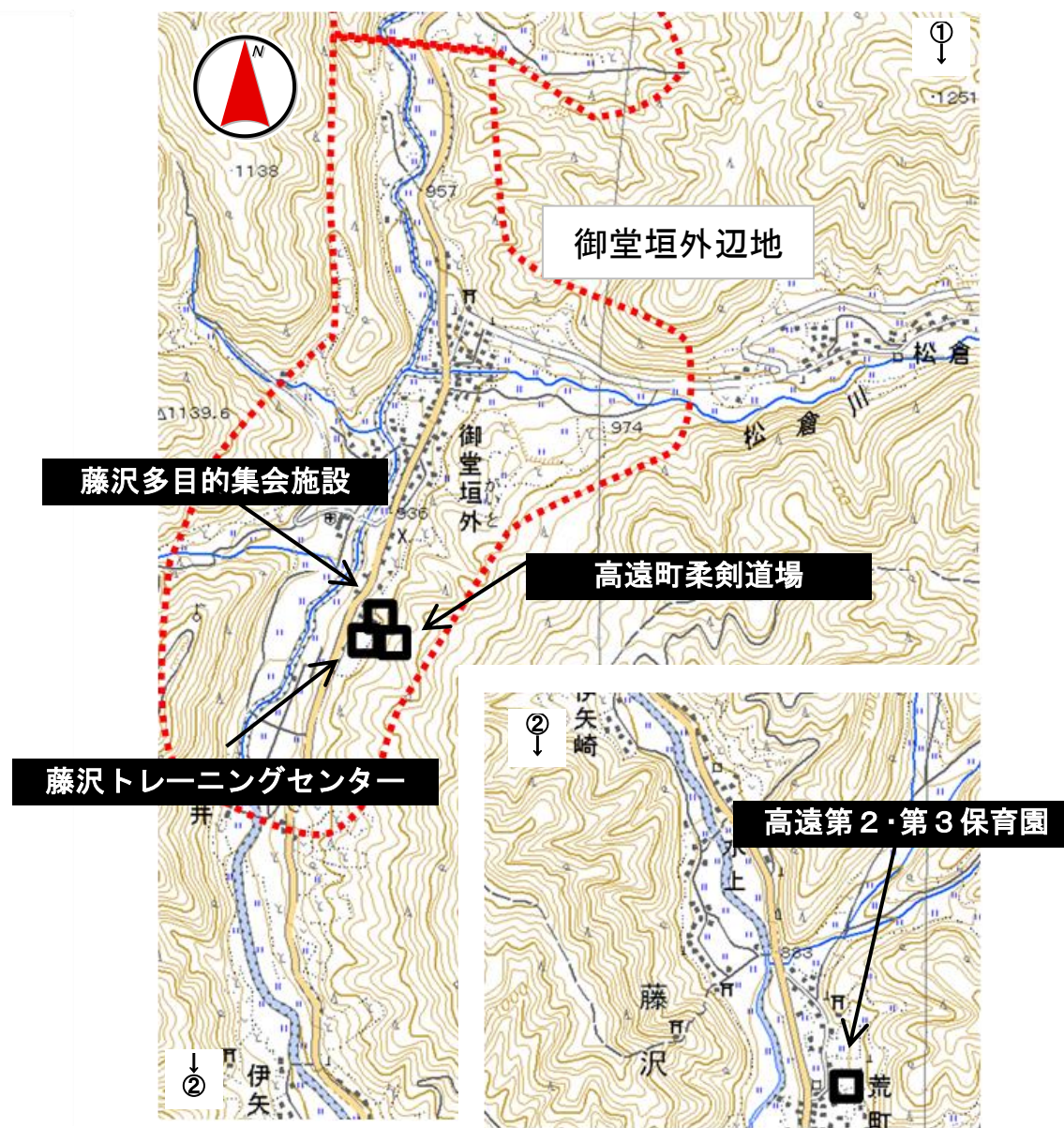
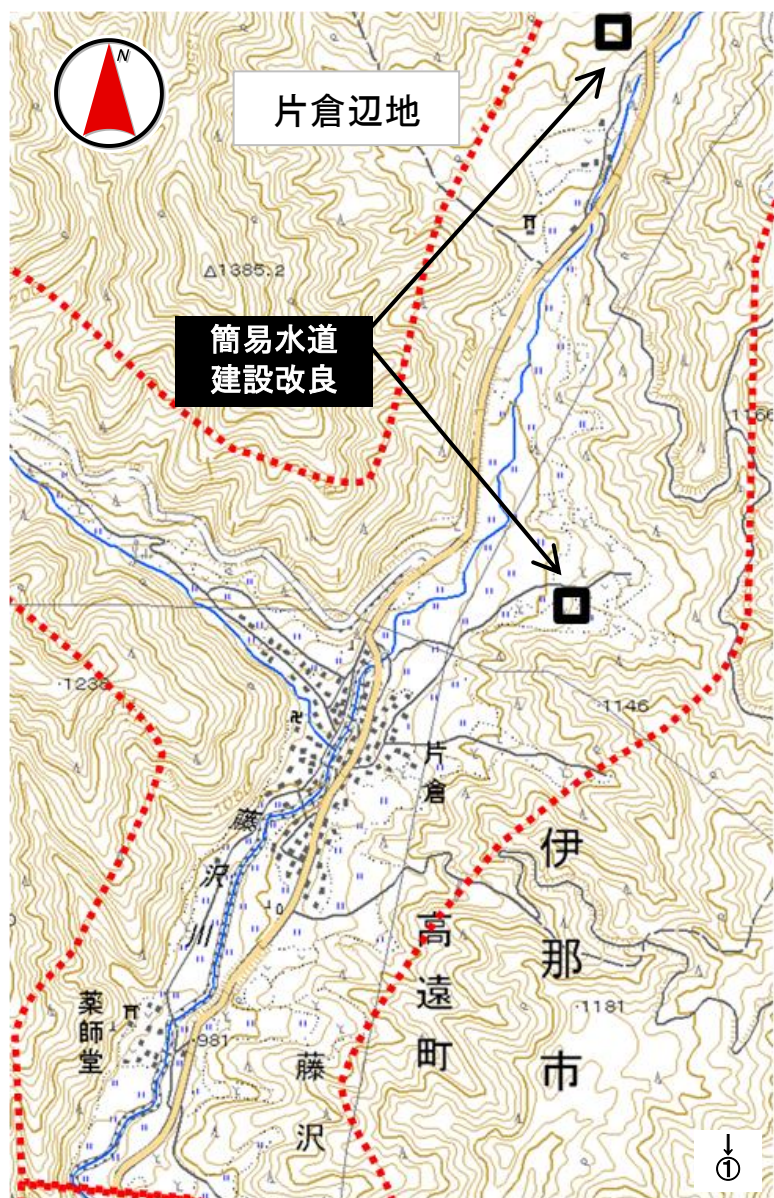
辺地名	人口 (人)	面積 (km ²)	辺地度 点数
かたくら 片倉辺地	173	1.3	138
すぎしま 杉島辺地	62	2.0	147

4 財政措置

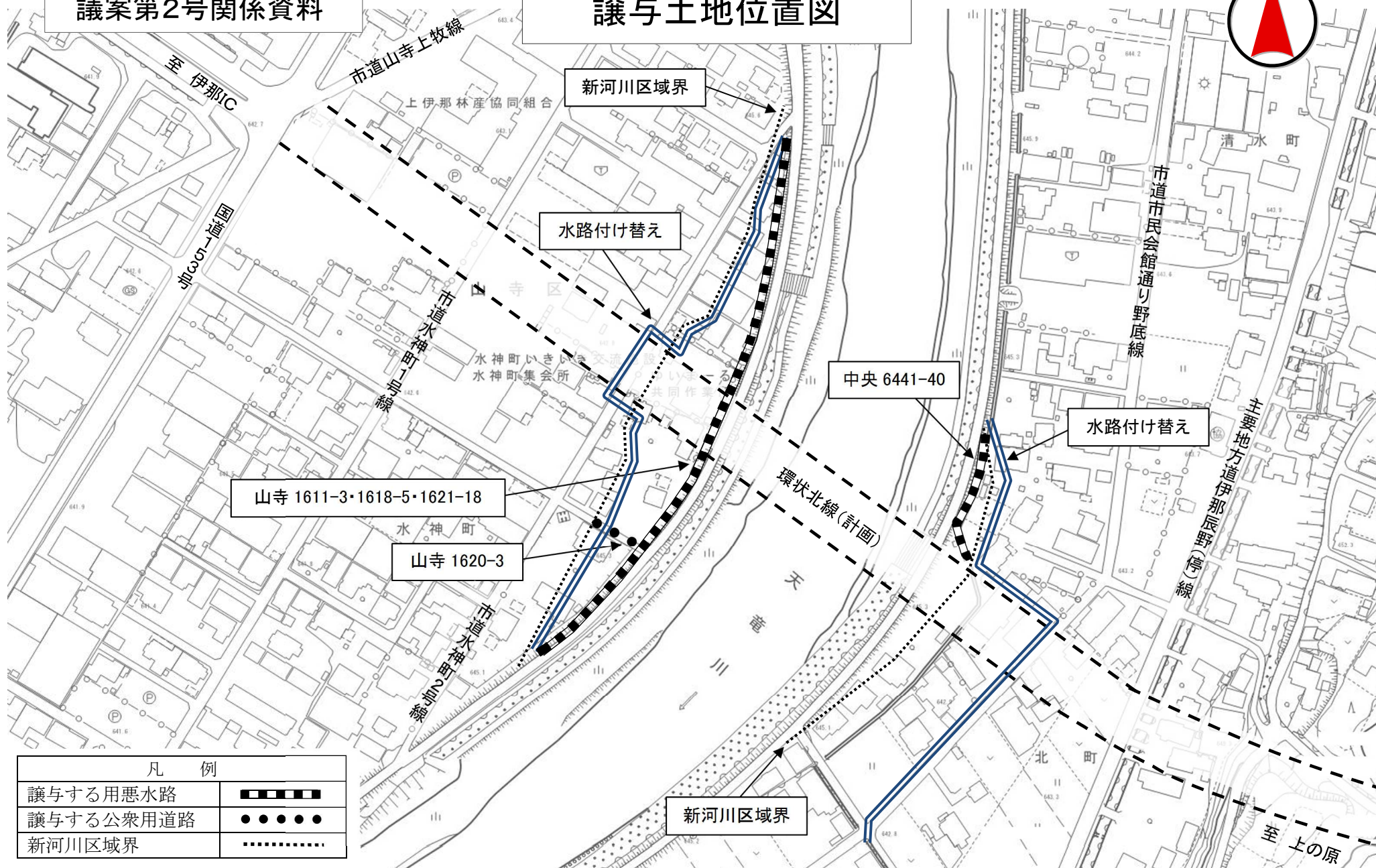
辺地対策事業債（充当率100パーセント、交付税措置率80パーセント）を活用することができる。







譲与土地位置図



議案第3号関係資料

事 案 の 概 要

工 事 名	令和５年度４－１（西町）宅地整備工事
開 札 日	令和５年１０月１９日
契 約 日	令和５年１０月３０日
相 手 方	有限会社河野土木 代表取締役 河野 哲三
損 害 賠 償 額	１,１５５,０００円
事 案 の 概 要	本件工事の開札と同日に、令和５年度千代田湖キャンプ場駐車場造成工事（以下「起因工事」という。）が、共に一抜け方式（あらかじめ、同日に開札する入札の決定順位を定めておき、決定順位が上位の案件の落札候補者となった者について、以降の案件への入札書を原則として無効とする方式）で実施されたが、契約締結後に起因工事の設計書に誤りがあることが判明し、契約を取り消す事態となった。 今回の入札の決定順位は、１番目が起因工事であり、２番目が本件工事であったことから、本件工事の入札において起因工事の落札候補者の入札書は無効とされた。 一方で、起因工事の契約が取り消され、一抜け方式により無効とされた起因工事の落札候補者が、本件工事の落札候補者となることから、本件工事の契約も取り消す事態となったものである。 このため、本件工事及び起因工事について、それぞれ適正な落札候補者と契約を締結するため、現在締結している契約を解除することによる損害を賠償し、和解したいものである。

市道路線認定位置図



凡 例	
認定区間(新設)	
認定区間(既設)	
廃止区間	
再認定区間	

市道路線認定位置図



I-2539
市道 日影29号線
認定区間
延長 124.2m
幅員 5.0m

凡 例	
認定区間(新設)	
認定区間(既設)	
廃止区間	
再認定区間	

市道路線認定位置図



凡 例	
認定区間(新設)	
認定区間(既設)	
廃止区間	
再認定区間	

議案第6号関係資料(1)

伊那市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
(育児休業をしている職員の期末手当等の支給) 第7条 略 2 給与条例第51条に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員<u>(地方公務員法第22条の2第1項に規定する職員を除く。)</u>のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。	(育児休業をしている職員の期末手当等の支給) 第7条 略 2 給与条例第51条に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

議案第6号関係資料(2)

伊那市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
(会計年度任用職員の給与の種類) 第2条 この条例において「給与」とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当<u>及び期末手当</u>をいい、同項第1号によって採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、報酬<u>及び期末手当</u>をいう。	(会計年度任用職員の給与の種類) 第2条 この条例において「給与」とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいい、同項第1号によって採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいう。
	<u>(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</u> <u>第15条の2 給与条例第51条から第53条までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。</u> <u>2 前条第2項から第4項までの規定は、前条において準用する給与条例第51条から第53条までの規定による勤勉手当の支給について準用する。</u>
(パートタイム会計年度任用職員の期末手当) 第25条 給与条例第47条から第50条までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として、又は任用の事情により特に市長が規則で定める者を除く。）について準用する。この場合において、給与条例第48条第1項中期末手当基礎額に乘じる割合は、市長が別に定め、同条第3項中「給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「<u>当該パートタイム会計年度任用職員が、それぞれその基準日現在において受けるべき基本報酬の月額に相当する額として市長が定める額</u>」と読み替え、給与条例第48条第1項中基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて定める割合は、次の各号のとおりとする。 (1)～(6) 略 2～4 略	(パートタイム会計年度任用職員の期末手当) 第25条 給与条例第47条から第50条までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として、又は任用の事情により特に市長が規則で定める者を除く。）について準用する。この場合において、給与条例第48条第1項中期末手当基礎額に乘じる割合は、市長が別に定め、同条第3項中「<u>受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額</u>」とあるのは「<u>パートタイム会計年度任用職員として受けるべき基本報酬の月額に相当する額として市長が定める額</u>」と読み替え、給与条例第48条第1項中基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて定める割合は、次の各号のとおりとする。 (1)～(6) 略 2～4 略

旧	新
	(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当) <u>第25条の2 給与条例第51条から第53条までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第52条第2項中「において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)においてパートタイム会計年度任用職員として受けるべき基本報酬の月額に相当する額として市長が定める額」と読み替えるものとする。</u>

議案第7号関係資料

伊那市選挙管理委員会及び議会等の要求により出頭した者等に対する実費弁償条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新																				
別表（第3条関係） <table><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td>車賃（1 kmにつき）</td><td>19円</td></tr><tr><td>日当（1 日につき）</td><td>2,600円</td></tr><tr><td>宿泊料（1 夜につき）</td><td>11,800円</td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr></table>	略		車賃（1 kmにつき）	19円	日当（1 日につき）	2,600円	宿泊料（1 夜につき）	11,800円	略		別表（第3条関係） <table><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td>車賃（1 kmにつき）</td><td>37円</td></tr><tr><td>日当（1 日につき）</td><td>2,600円</td></tr><tr><td>宿泊料（1 夜につき）</td><td>11,800円を上限とした実費額</td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr></table>	略		車賃（1 kmにつき）	37円	日当（1 日につき）	2,600円	宿泊料（1 夜につき）	11,800円を上限とした実費額	略	
略																					
車賃（1 kmにつき）	19円																				
日当（1 日につき）	2,600円																				
宿泊料（1 夜につき）	11,800円																				
略																					
略																					
車賃（1 kmにつき）	37円																				
日当（1 日につき）	2,600円																				
宿泊料（1 夜につき）	11,800円を上限とした実費額																				
略																					

議案第8号関係資料(1)

伊那市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧			新		
別表第 1（第 4 条関係）			別表第 1（第 4 条関係）		
機関	事務		機関	事務	
1 市長	伊那市福祉医療費給付金条例（平成18年伊那市条例第71号）による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの		1 市長	伊那市福祉医療費給付金条例（平成18年伊那市条例第71号）による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	
			2 市長	<u>生活に困窮する外国人に対して生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて実施する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの</u>	
別表第 2（第 4 条関係）			別表第 2（第 4 条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
1 市長	伊那市福祉医療費給付金条例による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報又は住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第 7 条第 4 号に規定する事項であって規則で定めるもの	1 市長	伊那市福祉医療費給付金条例による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）又は住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第 7 条第 4 号に規定する事項であって規則で定めるもの
			2 市長	<u>生活に困窮する外国人に対して生活保護法の規定に準じて実施する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>雇用保険法（昭和49年法律第116号）による給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u> <u>職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）による職業訓練受講給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u> <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u> <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第</u>

旧	新
	129号) による資金の貸付け又は給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの 生活保護法による保護の実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給又は被保護者健康管理支援事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の規定による福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの 児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの 介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの 国民年金法（昭和34年法律第141号）、私立学校教

旧	新
	<u>職員共済法、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</u> <u>特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）による特別障害給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u> <u>年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）による年金生活者支援給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u> <u>特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であって規則で定めるもの</u> <u>学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの</u> <u>労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）による職業転換給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u> <u>地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報であって規則で定めるもの</u> <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、支援給付、配偶者支援金又は一時帰国旅費の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u> <u>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための</u>

旧		新		
				<u>預貯金口座の登録等に関する法律（令和３年法律第38号）第３条第３項第１号から第３号までに規定する事項であって規則で定めるもの</u>

議案第8号関係資料(2)

伊那市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧			新																					
別表第2を次のように改める。 別表第2（第4条関係）			別表第2の1の項を次のように改める。																					
<table><tr><th>機関</th><th>事務</th><th>特定個人情報</th></tr><tr><td rowspan="2">1 市長</td><td rowspan="2">伊那市福祉医療費給付金条例による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</td><td>健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する情報であって規則で定めるもの</td></tr><tr><td>地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報であって規則で定めるもの</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr></table>			機関	事務	特定個人情報	1 市長	伊那市福祉医療費給付金条例による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する情報であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報であって規則で定めるもの	略			<table><tr><td>1 市長</td><td>伊那市福祉医療費給付金条例による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</td><td>健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr></table>			1 市長	伊那市福祉医療費給付金条例による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの			地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの	略		
機関	事務	特定個人情報																						
1 市長	伊那市福祉医療費給付金条例による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する情報であって規則で定めるもの																						
		地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報であって規則で定めるもの																						
略																								
1 市長	伊那市福祉医療費給付金条例による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの																						
		地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの																						
略																								
附 則			附 則																					
この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。			この条例は、令和6年12月2日から施行する。																					

議案第10号関係資料

伊那市福祉医療費給付金条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
(支給対象者) 第3条 給付金は、前条第1号から第3号までに規定する者（これらの2以上に該当する者については、いずれかに<u>限る。</u>）で、次のいずれかに該当するものに対して支給する。 (1)～(2) 略 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者については、給付金の支給対象としない。ただし、前条第3号に規定する者については、<u>第8号及び第9号</u>の規定は、適用しない。 (1)～(3) 略 <u>(4) 後期高齢者医療被保険者（前条第2号に規定する障害者を除く。）</u> <u>(5)</u> 略 <u>(6)</u> 略 <u>(7)</u> 略 <u>(8)</u> 略 <u>(9)</u> 略	(支給対象者) 第3条 給付金は、前条第1号から第3号までに規定する者（これらの2以上に該当する者については、いずれかに<u>限る。</u>）のうち、<u>被保険者等又は後期高齢者医療被保険者であって</u>、次のいずれかに該当するものに対して支給する。 (1)～(2) 略 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者については、給付金の支給対象としない。ただし、前条第3号に規定する者については、<u>第7号及び第8号</u>の規定は、適用しない。 (1)～(3) 略 <u>(4)</u> 略 <u>(5)</u> 略 <u>(6)</u> 略 <u>(7)</u> 略 <u>(8)</u> 略

議案第11号関係資料

伊那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
(特定教育・保育の取扱方針) 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1) 略 (2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項 (3) 略 (4) 保育園 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育園における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針 2 略	(特定教育・保育の取扱方針) 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1) 略 (2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項 (3) 略 (4) 保育園 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育園における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針 2 略
(掲示) 第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営経路の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	(掲示) 第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営経路の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回路に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。
(特別利用保育の基準) 第35条 略 2 略 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付には特例施設型給付費（法第28条	(特別利用保育の基準) 第35条 略 2 略 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付には特例施設型給付費（法第28

旧	新
第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「<u>同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数</u>」とあるのは「<u>同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数</u>」<u>と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」とする。</u>	条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」と、第13条第2項中「<u>法第27条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」<u>と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。</u>
(特別利用教育の基準) 第36条 略 2 略 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>」とあるのは「<u>同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>」と、第13条第2項中「<u>法第27条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除	(特別利用教育の基準) 第36条 略 2 略 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「<u>特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)</u>」とあるのは「<u>特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)</u>」と、「<u>利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数</u>」とあるのは「<u>利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数</u>」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>」とあるのは「<u>同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員</u>」とあるのは「<u>同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員</u>」<u>と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第</u>

旧	新
く。）」とする。	28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。
(特定地域型保育の取扱方針) 第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育園における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。	(特定地域型保育の取扱方針) 第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育園における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。
(特別利用地域型保育の基準) 第51条 略 2 略 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「<u>法第19条第1号又は第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよ	(特別利用地域型保育の基準) 第51条 略 2 略 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「<u>同号又は同条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子ども</u>」とあるのは「<u>同条第3号</u>に掲げる小学校就学前子ども」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保

旧	新
う、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「<u>第2項から第4項まで</u>」とする。	育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「<u>前3項</u>」とする。
（特定利用地域型保育の基準） 第52条 略 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とある	（特定利用地域型保育の基準） 第52条 略 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>同条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、「<u>法第29条第3項第2号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第30条第2項第3号の市町村が定める額</u>」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第

旧	新
のは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。	3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。
（電磁的記録等） 第53条 略 2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。 (1) 略 (2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</u> 3～6 略	（電磁的記録等） 第53条 略 2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。 (1) 略 (2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</u> 3～6 略

議案第12号関係資料

伊那市介護予防施設条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新																																						
(名称及び位置) 第2条 介護予防施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td><u>御堂いきいき交流施設</u></td><td><u>伊那市長谷溝口2392番地</u></td></tr><tr><td><u>白沢いきいき交流施設</u></td><td><u>伊那市西春近3990番地 8</u></td></tr><tr><td><u>桑田いきいき交流施設</u></td><td><u>伊那市長谷溝口2666番地</u></td></tr><tr><td><u>北和田いきいき交流施設</u></td><td><u>伊那市富県7765番地 7</u></td></tr><tr><td><u>羽広大沢いきいき交流施設</u></td><td><u>伊那市西箕輪2904番地 1</u></td></tr><tr><td><u>上溝原いきいき交流施設</u></td><td><u>伊那市西箕輪3900番地308</u></td></tr><tr><td><u>奈良尾いきいき交流施設</u></td><td><u>伊那市富県2646番地 6</u></td></tr><tr><td><u>榛原いきいき交流施設</u></td><td><u>伊那市東春近9204番地</u></td></tr><tr><td><u>台殿いきいき交流施設</u></td><td><u>伊那市高遠町藤沢85番地 1</u></td></tr><tr><td><u>花畑いきいき交流施設</u></td><td><u>伊那市高遠町東高遠2222番地 2</u></td></tr><tr><td><u>上村いきいき交流施設</u></td><td><u>伊那市山寺1423番地</u></td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></table>	名称	位置	略		<u>御堂いきいき交流施設</u>	<u>伊那市長谷溝口2392番地</u>	<u>白沢いきいき交流施設</u>	<u>伊那市西春近3990番地 8</u>	<u>桑田いきいき交流施設</u>	<u>伊那市長谷溝口2666番地</u>	<u>北和田いきいき交流施設</u>	<u>伊那市富県7765番地 7</u>	<u>羽広大沢いきいき交流施設</u>	<u>伊那市西箕輪2904番地 1</u>	<u>上溝原いきいき交流施設</u>	<u>伊那市西箕輪3900番地308</u>	<u>奈良尾いきいき交流施設</u>	<u>伊那市富県2646番地 6</u>	<u>榛原いきいき交流施設</u>	<u>伊那市東春近9204番地</u>	<u>台殿いきいき交流施設</u>	<u>伊那市高遠町藤沢85番地 1</u>	<u>花畑いきいき交流施設</u>	<u>伊那市高遠町東高遠2222番地 2</u>	<u>上村いきいき交流施設</u>	<u>伊那市山寺1423番地</u>	略		(名称及び位置) 第2条 介護予防施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td></tr><tr><td>上村いきいき交流施設</td><td>伊那市山寺1423番地</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></table>	名称	位置	略				上村いきいき交流施設	伊那市山寺1423番地	略	
名称	位置																																						
略																																							
<u>御堂いきいき交流施設</u>	<u>伊那市長谷溝口2392番地</u>																																						
<u>白沢いきいき交流施設</u>	<u>伊那市西春近3990番地 8</u>																																						
<u>桑田いきいき交流施設</u>	<u>伊那市長谷溝口2666番地</u>																																						
<u>北和田いきいき交流施設</u>	<u>伊那市富県7765番地 7</u>																																						
<u>羽広大沢いきいき交流施設</u>	<u>伊那市西箕輪2904番地 1</u>																																						
<u>上溝原いきいき交流施設</u>	<u>伊那市西箕輪3900番地308</u>																																						
<u>奈良尾いきいき交流施設</u>	<u>伊那市富県2646番地 6</u>																																						
<u>榛原いきいき交流施設</u>	<u>伊那市東春近9204番地</u>																																						
<u>台殿いきいき交流施設</u>	<u>伊那市高遠町藤沢85番地 1</u>																																						
<u>花畑いきいき交流施設</u>	<u>伊那市高遠町東高遠2222番地 2</u>																																						
<u>上村いきいき交流施設</u>	<u>伊那市山寺1423番地</u>																																						
略																																							
名称	位置																																						
略																																							
上村いきいき交流施設	伊那市山寺1423番地																																						
略																																							

議案第13号関係資料(1)

伊那市介護保険条例改正概要

改

正

事

項

関係条項

今後の介護給付費の増加を見据え、第1号被保険者の介護保険料に関する区分（以下「標準段階」という。）の多段階化、高所得者の保険料率の引上げ、低所得者の保険料率の引下げ等を行うことにより、低所得者の保険料率の上昇を抑制するとする国の方針に基づき、第9期介護保険事業計画（令和6年度から令和8年度まで）を策定し、保険料率を改定等するもの

1 標準段階の多段階化等

標準段階を現行の10段階から国が示す13段階へ多段階化し、第1段階から第3段階までの低所得者の保険料率を国が示す標準に市の調整を加え更に引き下げ、新設する第11段階から第13段階までの高所得者の保険料率を第10段階と比べて高く設定するもの

第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階	第13段階
29,590円	39,460円	46,030円	59,180円	65,760円	78,910円	88,780円	98,640円	111,790円	124,940円	(新設)	(新設)	(新設)
↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓			
28,200円	36,960円	44,040円	60,480円	67,200円	80,640円	90,720円	100,800円	114,240円	127,680円	141,120円	154,560円	161,280円

2 基準所得金額の改定

標準段階の各段階を区分する所得金額を国が定める額に基づくこととし、不要となった条例の規定を削除するもの

第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階	第13段階
改定なし					125万円未満	200万円未満	400万円未満	600万円未満	600万円以上	(新設)	(新設)	(新設)
					↓	↓	↓	↓	↓			
					120万円未満	210万円未満	320万円未満	420万円未満	520万円未満	620万円未満	720万円未満	720万円以上

3 減額賦課に係る基準の見直し

法律の委任により条例で定める事項である減額賦課について、第1段階から第3段階までの低所得者の基準を見直すもの

第1段階	第2段階	第3段階
16,440円	23,020円	42,740円
↓	↓	↓
16,800円	23,520円	43,680円

伊那市介護保険条例

第9条

第1項

第9条

第2項から第5項までを削除

第9条

第2項から第4項まで(改正前の第6項から第8項まで)

議案第13号関係資料(2)

伊那市介護保険条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
(保険料率) 第9条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ当該各号に定める額とする。</u> (1) <u>介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者</u> 年額 <u>29,590円</u> (2) <u>令第39条第1項第2号に掲げる者</u> 年額 <u>39,460円</u> (3) <u>令第39条第1項第3号に掲げる者</u> 年額 <u>46,030円</u> (4) <u>令第39条第1項第4号に掲げる者</u> 年額 <u>59,180円</u> (5) <u>令第39条第1項第5号に掲げる者</u> 年額 <u>65,760円</u> (6) <u>令第39条第1項第6号に掲げる者</u> 年額 <u>78,910円</u> (7) <u>令第39条第1項第7号に掲げる者</u> 年額 <u>88,780円</u> (8) <u>令第39条第1項第8号に掲げる者</u> 年額 <u>98,640円</u> (9) <u>令第39条第1項第9号に掲げる者</u> 年額 <u>111,790円</u> (10) <u>令第39条第1項第10号に掲げる者</u> 年額 <u>124,940円</u> 2 <u>令和3年度から令和5年度までの令第39条第1項第6号イの市の定める額は、125万円とする。</u> 3 <u>令和3年度から令和5年度までの令第39条第1項第7号イの市の定める額は、200万円とする。</u> 4 <u>令和3年度から令和5年度までの令第39条第1項第8号イの市の定める額は、400万円とする。</u> 5 <u>令和3年度から令和5年度までの令第39条第1項第9号イの市の定める額は、600万円とする。</u> 6 <u>第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、16,440円とする。</u>	(保険料率) 第9条 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ当該各号に定める額とする。</u> (1) <u>介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者</u> 年額 <u>28,200円</u> (2) <u>令第38条第1項第2号に掲げる者</u> 年額 <u>36,960円</u> (3) <u>令第38条第1項第3号に掲げる者</u> 年額 <u>44,040円</u> (4) <u>令第38条第1項第4号に掲げる者</u> 年額 <u>60,480円</u> (5) <u>令第38条第1項第5号に掲げる者</u> 年額 <u>67,200円</u> (6) <u>令第38条第1項第6号に掲げる者</u> 年額 <u>80,640円</u> (7) <u>令第38条第1項第7号に掲げる者</u> 年額 <u>90,720円</u> (8) <u>令第38条第1項第8号に掲げる者</u> 年額 <u>100,800円</u> (9) <u>令第38条第1項第9号に掲げる者</u> 年額 <u>114,240円</u> (10) <u>令第38条第1項第10号に掲げる者</u> 年額 <u>127,680円</u> (11) <u>令第38条第1項第11号に掲げる者</u> 年額 <u>141,120円</u> (12) <u>令第38条第1項第12号に掲げる者</u> 年額 <u>154,560円</u> (13) <u>令第38条第1項第13号に掲げる者</u> 年額 <u>161,280円</u> 2 <u>第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、16,800円とする。</u>

旧	新
7 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>16,440円</u>」とあるのは、「<u>23,020円</u>」と読み替えるものとする。 8 第6項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、<u>第6項中「16,440円」とあるのは、「42,740円」と読み替えるものとする。</u> 9 略	3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>16,800円</u>」とあるのは、「<u>23,520円</u>」と読み替えるものとする。 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、<u>第2項中「16,800円」とあるのは、「43,680円」と読み替えるものとする。</u> 5 略
(賦課期日後に第1号被保険者の資格の取得又は喪失等があった場合の取扱い) 第11条 略 2 略 3 保険料の賦課期日後に<u>令第39条第1項第1号イ</u>(賦課期日後に同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に該当する者を除く。)、ロ若しくは二、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ<u>又は第9号ロ</u>に該当するに至った第1号被保険者(第1項に規定する者を除く。)に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から<u>令第39条第1項第1号から第9号までのいずれかに規定するものとして月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</u> 4 略	(賦課期日後に第1号被保険者の資格の取得又は喪失等があった場合の取扱い) 第11条 略 2 略 3 保険料の賦課期日後に<u>令第38条第1項第1号イ</u>(賦課期日後に同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に該当する者を除く。)、ロ若しくは二、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、<u>第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ</u>に該当するに至った第1号被保険者(第1項に規定する者を除く。)に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から<u>令第38条第1項第1号から第12号までのいずれかに規定するものとして月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</u> 4 略

議案第14号関係資料

伊那市生活改善センター及び集会施設条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新																		
(名称及び位置) 第2条 生活改善センター等の名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) 生活改善センター <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>台殿生活改善センター</td><td>伊那市高遠町藤沢175番地</td></tr><tr><td>北原生活改善センター</td><td>伊那市高遠町藤沢725番地</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></table> (2) 略	名称	位置	略		台殿生活改善センター	伊那市高遠町藤沢175番地	北原生活改善センター	伊那市高遠町藤沢725番地	略		(名称及び位置) 第2条 生活改善センター等の名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) 生活改善センター <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>北原生活改善センター</td><td>伊那市高遠町藤沢725番地</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></table> (2) 略	名称	位置	略		北原生活改善センター	伊那市高遠町藤沢725番地	略	
名称	位置																		
略																			
台殿生活改善センター	伊那市高遠町藤沢175番地																		
北原生活改善センター	伊那市高遠町藤沢725番地																		
略																			
名称	位置																		
略																			
北原生活改善センター	伊那市高遠町藤沢725番地																		
略																			

議案第15号関係資料

伊那市農村公園条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新														
(名称及び位置) 第2条 農村公園の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>三義山村広場</td><td>伊那市高遠町山室2015番地 1</td></tr><tr><td>美和湖公園</td><td>伊那市長谷黒河内219番地</td></tr></table>	名称	位置	略		三義山村広場	伊那市高遠町山室2015番地 1	美和湖公園	伊那市長谷黒河内219番地	(名称及び位置) 第2条 農村公園の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>美和湖公園</td><td>伊那市長谷黒河内219番地</td></tr></table>	名称	位置	略		美和湖公園	伊那市長谷黒河内219番地
名称	位置														
略															
三義山村広場	伊那市高遠町山室2015番地 1														
美和湖公園	伊那市長谷黒河内219番地														
名称	位置														
略															
美和湖公園	伊那市長谷黒河内219番地														

議案第16号関係資料(1)

伊那市鳥獣被害対策実施隊設置条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
(庶務) 第6条 実施隊の庶務は、 <u>農林部耕地林務課</u> において処理する。	(庶務) 第6条 実施隊の庶務は、 <u>農林部</u> において処理する。

議案第16号関係資料(2)

伊那市50年の森林（もり）ビジョン推進委員会条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
(庶務) 第8条 委員会の庶務は、 <u>農林部50年の森林推進室</u> において処理する。	(庶務) 第8条 委員会の庶務は、 <u>農林部</u> において処理する。

議案第17号関係資料

伊那市営住宅条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧					新				
別表第1（第2条関係） 公営住宅一覧表					別表第1（第2条関係） 公営住宅一覧表				
名称	位置	構造	1戸当たり住戸専用床面積	建設年度戸数	名称	位置	構造	1戸当たり住戸専用床面積	建設年度戸数
高尾町団地	略				高尾町団地	略			
	伊那市山寺2515番地2	木造	29.75	昭和32年度 1戸					
城南町団地	伊那市西町6022番地3	中耐	57.10	平成11年度 4戸 (シルバーハウジング)	城南町団地	伊那市西町6022番地3	中耐	57.10	平成11年度 4戸 (シルバーハウジング)
	略					略			
大萱団地	略				大萱団地	略			
	伊那市西箕輪7200番地27	簡平	33.71	昭和42年度 28戸		伊那市西箕輪7200番地27	簡平	33.71	昭和42年度 24戸
若宮団地	略				若宮団地	略			
	伊那市若宮7319番地2	簡平	37.26	昭和45年度 12戸		伊那市若宮7319番地2	簡平	37.26	昭和45年度 10戸
略	略				略	略			
	備考 略					備考 略			
別表第3（第6条関係） 老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者					別表第3（第6条関係） 老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者				
1～7 略					1～7 略				
8	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、次のいずれか（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）に該当するもの (1) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を				8	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、次のいずれかに該当するもの (1) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場			

旧		新	
	経過していない者 (2) 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行なった者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの		合を含む。)の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者 (2) 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2（配偶者暴力防止等法第28条の2においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行なった者で、当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの
		9	伊那市犯罪被害者等支援条例（令和6年伊那市条例第 号。以下「犯罪被害者等支援条例」という。）第2条第2号に規定する犯罪被害者等で、次のいずれかに該当するもの (1) 犯罪被害者等支援条例第2条第1号に規定する犯罪等（以下「犯罪等」という。）により収入が減少し、生計の維持が困難となった者 (2) 現に居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたことにより、当該住宅に居住することが困難となった者

議案第18号関係資料

伊那市空家等対策協議会条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
(設置) 第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）<u>第7条第1項</u>の規定に基づき、伊那市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。	(設置) 第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）<u>第8条第1項</u>の規定に基づき、伊那市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。
(任務) 第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。 (1) 法<u>第6条第1項</u>に規定する空家等対策計画の実施に関する事項 (2) 略	(任務) 第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。 (1) 法<u>第7条第1項</u>に規定する空家等対策計画の実施に関する事項 (2) 略

議案第19号関係資料

伊那市消防団員等公務災害補償条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新																																						
(補償基礎額) 第5条 略 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が、消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>8,900円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 3～4 略	(補償基礎額) 第5条 略 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が、消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,100円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 3～4 略																																						
別表（第5条関係） 補償基礎額表 <table><tr><th rowspan="2">階級</th><th colspan="3">勤務年数</th></tr><tr><th>10年未満</th><th>10年以上20年未満</th><th>20年以上</th></tr><tr><td>団長及び副団長</td><td><u>12,440円</u></td><td><u>13,320円</u></td><td>14,200円</td></tr><tr><td>分団長及び副分団長</td><td><u>10,670円</u></td><td><u>11,550円</u></td><td><u>12,440円</u></td></tr><tr><td>部長、班長及び団員</td><td><u>8,900円</u></td><td><u>9,790円</u></td><td><u>10,670円</u></td></tr></table> 備考 1～2 略	階級	勤務年数			10年未満	10年以上20年未満	20年以上	団長及び副団長	<u>12,440円</u>	<u>13,320円</u>	14,200円	分団長及び副分団長	<u>10,670円</u>	<u>11,550円</u>	<u>12,440円</u>	部長、班長及び団員	<u>8,900円</u>	<u>9,790円</u>	<u>10,670円</u>	別表（第5条関係） 補償基礎額表 <table><tr><th rowspan="2">階級</th><th colspan="3">勤務年数</th></tr><tr><th>10年未満</th><th>10年以上20年未満</th><th>20年以上</th></tr><tr><td>団長及び副団長</td><td><u>12,500円</u></td><td><u>13,350円</u></td><td>14,200円</td></tr><tr><td>分団長及び副分団長</td><td><u>10,800円</u></td><td><u>11,650円</u></td><td><u>12,500円</u></td></tr><tr><td>部長、班長及び団員</td><td><u>9,100円</u></td><td><u>9,950円</u></td><td><u>10,800円</u></td></tr></table> 備考 1～2 略	階級	勤務年数			10年未満	10年以上20年未満	20年以上	団長及び副団長	<u>12,500円</u>	<u>13,350円</u>	14,200円	分団長及び副分団長	<u>10,800円</u>	<u>11,650円</u>	<u>12,500円</u>	部長、班長及び団員	<u>9,100円</u>	<u>9,950円</u>	<u>10,800円</u>
階級		勤務年数																																					
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上																																				
団長及び副団長	<u>12,440円</u>	<u>13,320円</u>	14,200円																																				
分団長及び副分団長	<u>10,670円</u>	<u>11,550円</u>	<u>12,440円</u>																																				
部長、班長及び団員	<u>8,900円</u>	<u>9,790円</u>	<u>10,670円</u>																																				
階級	勤務年数																																						
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上																																				
団長及び副団長	<u>12,500円</u>	<u>13,350円</u>	14,200円																																				
分団長及び副分団長	<u>10,800円</u>	<u>11,650円</u>	<u>12,500円</u>																																				
部長、班長及び団員	<u>9,100円</u>	<u>9,950円</u>	<u>10,800円</u>																																				

議案第20号関係資料

伊那市自動車運送事業の設置等に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
(経営の基本) 第3条 略 2 自動車運送事業の事業区域等の計画は、次のとおりとする。 (1) 事業区域 <u>南アルプス林道の区域内の伊那市長谷黒河内2,873番地の2、南アルプス林道と国道152号線分岐点から黒河内国有林271林班、北沢峠までの区間</u> (2) <u>営業路線</u> <u>22.9キロメートル以内</u> (3) 略 (4) 略	(経営の基本) 第3条 略 2 自動車運送事業の事業区域等の計画は、次のとおりとする。 (1) 事業区域 <u>長谷区域内</u> (2) 略 (3) 略 (4) <u>分杭峠の施設の位置</u> <u>伊那市長谷市野瀬1595番地3</u>
(組織) 第4条 略 2 法第14条の規定により、自動車運送事業管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理させるため、<u>長谷総合支所に農林建設課</u>を置く。	(組織) 第4条 略 2 法第14条の規定により、自動車運送事業管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理させるため、<u>商工観光部</u>を置く。
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2</u>の2第8項の規定により、自動車運送事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2</u>の8第8項の規定により、自動車運送事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

議案第21号関係資料

伊那市営バス運賃及び料金等徴収条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧				新					
別表第 1 （第 3 条関係） 運賃の種類及び料金の額				別表第 1 （第 3 条関係） 運賃の種類及び料金の額					
名称	種別	運賃		有効期間	名称	種別	運賃・料金		有効期間
		大人	小児				大人	小児	
伊那市 営バス	略				伊那市 営バス	略			
	小荷物運賃券	荷物運賃の種類	額			小荷物運賃券	1 個につき、運送区間の小児片道 運賃相当額		
		郵便物	国土交通省告示 に基づく額						
		新聞雑誌	1 個につき、運 送区間の小児片 道普通旅客運賃 に相当する額						
		その他	1 個につき、運 送区間の小児片 道普通旅客運賃 に相当する額						
	略					略			
	特殊手回り品（スキー 用具）券	小児運賃相当額。ただし、100円 を超える場合は、100円とする。				特殊手回り品（スキー ・スノーボード用具） 券	小児運賃相当額。ただし、100円 を超える場合は、100円とする。		
						分杭峠施設利用料金	分杭峠の施設の利用者 1 人につ き、1 日 500 円		
(備考) 略				(備考) 略					
別表第 2 （第 3 条関係） 普通旅客運賃表				別表第 2 （第 3 条関係） 普通旅客運賃表 1 南アルプススキーライン（北沢峠線）					

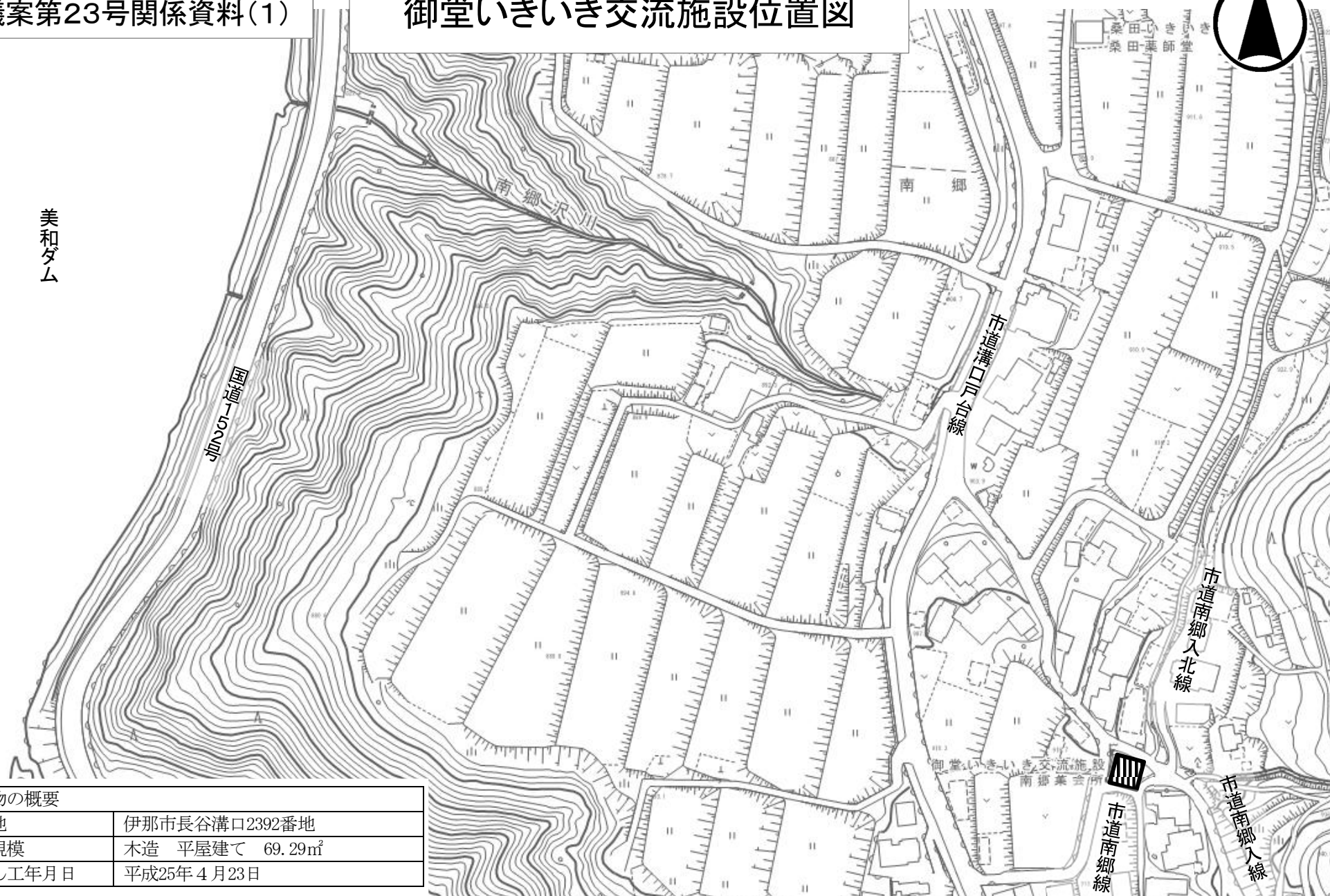
旧					新				
				戸台口					戸台口
			仙流荘	210円				戸台パーク	180円
		戸台大橋	300円	400円			戸台大橋	300円	400円
	歌宿	660円	850円	950円		歌宿	660円	850円	950円
北沢峠	430円	980円	1,150円	1,240円	北沢峠	430円	980円	1,150円	1,240円
<u>1</u> 基準賃率 52円10銭以内 <u>2</u> 指定停留所 なし					<u>(1)</u> 基準賃率 52円10銭以内 <u>(2)</u> 指定停留所 なし <u>2</u> 分杭気の里ライン（分杭峠線）				
									戸台パーク
									分杭峠
									750円

議案第23号関係資料(1)

御堂いきいき交流施設位置図



美和ダム



譲与建物の概要	
所在地	伊那市長谷溝口2392番地
構造規模	木造 平屋建て 69.29㎡
しゅん工年月日	平成25年 4 月23日

議案第23号関係資料(2)

白沢いきいき交流施設位置図



信盛寺



譲与建物の概要

所在地	伊那市西春近3990番地 8
構造規模	木造 平屋建て 149.05㎡
しゅん工年月日	平成25年 4 月26日

議案第23号関係資料(3)

桑田いきいき交流施設位置図



議案第23号関係資料(4)

北和田いきいき交流施設位置図



譲与建物の概要

所在地	伊那市富県7765番地 7
構造規模	木造 平屋建て 136.63㎡
しゅん工年月日	平成25年11月19日

議案第23号関係資料(5)

羽広大沢いきいき交流施設位置図



譲与建物の概要

所在地	伊那市西箕輪2904番地 1
構造規模	木造 平屋建て 124.21㎡
しゅん工年月日	平成26年 3 月25日



譲与建物の概要

所在地	伊那市西箕輪3900番地308
構造規模	木造 平屋建て 136.86㎡
しゅん工年月日	平成26年3月26日



譲与建物の概要

所在地	伊那市富県2646番地 6
構造規模	木造 平屋建て 127.52㎡
しゅん工年月日	平成26年 3 月25日

榛原いきいき交流施設位置図



譲与建物の概要

所在地	伊那市東春近9204番地
構造規模	木造 平屋建て 173.07㎡
しゅん工年月日	平成26年3月27日

台殿いきいき交流施設位置図



譲与建物の概要	
所在地	伊那市高遠町藤沢85番地 1
構造規模	木造 平屋建て 178.86㎡
しゅん工年月日	平成26年 3 月27日

議案第23号関係資料(10)

花畑いきいき交流施設位置図



譲与建物の概要

所在地	伊那市高遠町東高遠2222番地 2
構造規模	木造 平屋建て 142.84㎡
しゅん工年月日	平成26年 3月26日



譲与建物の概要

所在地	伊那市高遠町藤沢175番地
構造規模	木造 2階建て 161.16㎡
しゅん工年月日	昭和49年12月20日